

町田市発注工事等（営繕）における施工管理アプリ運用要領

財 務 部 営 繕 課

2026 年 4 月

第 1 目的

本要領は、町田市財務部営繕課（以下、「当課」という。）が施行する工事・工事関連業務委託（以下、「工事等」という。）において契約期間中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、施工管理アプリを運用するに当たり必要な事項を定めるものである。

第 2 定義

本要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 施工管理アプリ

情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で書類などの情報を交換・共有することによって受発注者双方の業務効率化を実現するアプリをいう。

(2) 工事関連提出書類

東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、設計業務委託仕様書、工事監理業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）で定義する「書面」を指す。具体的には、「承諾」「指示」「協議」「報告」「提出」「通知」の行為に必要な工事関連提出書類及びその添付資料（以下、「工事関連提出書類等」）のことをいう。なお、施工管理アプリにより行う「提出」「受理」等の工事関連提出書類等の処理は、「書面」として有効である。

第 3 対象工事等

原則として、当課が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事（給排水衛生設備工事・空調調和設備工事）、土木工事等の工事、設計業務委託、工事監理業務委託、地質・石綿調査等の委託を対象とする。ただし、以下の工事等は対象外とすることができる。

ア 単価契約工事

イ 町田市契約事務規則第 24 条第 1 号に掲げる、随意契約によることができる額以下の契約

ウ 内容及び施設の実情等により対応が困難な工事等

2 受注者および受託者（以下、「受注者等」という。）は、対象工事等で施工管理アプリの利用が困難な場合、理由を付して監督員の承諾を得る。

3 発注者は、工事特記仕様書・委託特記事項に「施工管理アプリ活用工事」・「施工管理アプリ活用業務委託」であることを明示する。

第 4 使用する施工管理アプリ

使用する施工管理アプリは、当課が契約しているアプリを使用することとし、必要なアカウント数については、受発注者間で協議とする。

2 災害等によりネットワーク環境やシステムに支障が発生した場合は、工事関連提出書類等は紙面による提出とする。なお、提出方法については、受発注者間で協議とする。

第5 施工管理アプリ使用料

施工管理アプリの使用に要する費用（アカウント登録、各種機能の利用）は、発注者が負担するものとし、受注者等は、施工管理アプリの機器動作環境及びネットワーク環境について事前に確認を行い、利用開始までに必要な環境および設備（パソコン・タブレット端末等）を受注者等の負担で用意するものとする。

第6 対象書類

施工管理アプリの対象とする工事関連提出書類等は、町田市ホームページの工事関連提出書類を参考に着手前に受発注者間の協議により決定する。

第7 書類の確認

工事関連提出書類等の確認は、施工管理アプリの機能を利用して行う電子確認を原則とする。

第8 電子記名及び電子押印

施工管理アプリで処理する書類の電子記名及び電子押印については、「書面」として有効である。ただし、紙と同等の原本性を担保するため、契約期間中においては工事関連提出書類等の変更履歴を記録すること。

第9 セキュリティ

受発注者は、情報漏えい防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。なお、受注者等はデータの漏えい、紛失、き損、その他の事故が発生したとき、または、発生する恐れがあることを知った時は、直ちにその内容、処理した事項、その他必要事項について監督員に報告すること。

- (1) ID 及びパスワード
- (2) ウィルス対策
- (3) 個人情報等機密情報
- (4) 工事等関係データ
- (5) 町田市「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書（最新版）」の遵守、その他情報セキュリティに関する基準や法令等の遵守

第10 禁止事項

受発注者は、施工管理アプリの使用に当たり、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 第三者の権利を侵害する情報又は侵害するおそれのある書類や情報等の登録
- (2) 第三者に施工管理アプリを使用させる行為
- (3) 公表・入札・契約前の工事書類や情報等の登録（設計金額、設計図等）
- (4) 当該工事に関係のない書類や情報等の登録
- (5) その他、法令に違反する行為または法令に違反するおそれのある行為

第11 検査

施工管理アプリで処理した工事関連提出書類等は電子データを利用する検査を行う場合がある。そ

の場合、検査用の端末については受注者等が準備を行い、検査時の端末操作は、受注者等が行う。

円滑な検査を行うため、検査当日はプロジェクター、スクリーン等を用いて行うことが望ましい。
投影用の機材や準備等については、受発注者の協議とする。

電子データを利用する検査ができない場合は、従来通り紙面による検査を実施する。

第12 成績評定

本要領を適用した施工管理アプリの使用の有無については、成績評定において評価の対象としない。

第13 アンケート

受注者等は、施工管理アプリの運用において発注者が行うアンケート調査に協力すること。

第14 その他

本要領に疑義が生じた場合又は定めがない事項に関しては、受発注者が協議を行い決定するものとする。

以上